

令和7年度東京都オンライン医療相談・診療等環境整備補助事業に関する Q&A

Q 1 既にオンライン診療等を実施していますが、使用しているパソコンの調子が悪いので、更新（買い替え）を検討しています。この場合、本補助金の対象になりますか。

A 1 対象とはなりません。

本補助事業は、オンライン医療相談・診療等を行うための専用の情報通信機器等の初期経費を対象としています。そのため、既にオンライン診療等を実施されている場合は、本補助の対象外となります。

Q 2 オンライン医療相談・診療等を実施するにあたり、予備分を含めてタブレットを複数台購入予定ですが、本補助金の対象となりますか。

A 2 オンライン医療相談・診療等を実施するにあたり、必要最小限の台（個）数のみを対象とします。

そのため、予備分については、本補助の対象とはなりません。情報通信機器等を2台以上申請される場合は、申請書類に「設置場所」、「使用者」及び「必要な理由」等を具体的に記入してください。

Q 3 パソコン等の追加保証経費（Apple Care 等）は、対象経費に含まれますか。

A 3 パソコン等の追加保証経費は、対象経費に含まれません。

対象経費の詳細については、「令和7年度東京都オンライン医療相談・診療等環境整備補助事業補助金申請手続き」に記載していますので、ご参照ください。

Q 4 交付決定後に、当初予定していた情報通信機器と異なる機器を購入することはできますか。

A 4 購入する物品は、交付申請時に申請し、交付決定された品目となるため、原則として申請内容と異なる物品の購入はできません。

ただし、オンライン診療等の提供体制の変更等から、やむを得ず申請内容と異なる物品を購入する場合は、別途、手続きをすることにより購入が可能となる場合がありますので、都の担当者へご連絡ください。

Q 5 実績報告時に必要な領収書を紛失してしまいましたが、どのように対応すれば良いですか。

A 5 実績報告時には、原則として領収書の提出が必要となりますので、領収書の再発行（※）を依頼してください。領収書の再発行ができない場合には、他の証憑書類の提出をご案内いたしますので、都の担当者へご連絡ください。

なお、支払い（金額）が確認できない場合、当該物品については補助対象外となります。

（※）再発行期限が定められている場合がありますので、ご注意ください。

Q 6 交付決定後にやむを得ず、オンライン医療相談・診療等を実施しないこととしました。この場合、何か必要な手続きはありますか。

A 6 補助事業の中止のための手続きが必要となりますので、速やかに都の担当者へご連絡ください。